

令和元年度第3回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録

令和元年9月30日

保健福祉部保険年金課

令和元年度第3回昭島市国民健康保険運営協議会

令和元年9月30日（月）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 議 題

子どもの均等割軽減の継続について

3. その他

出席委員（9名）

委 員	下 田 初 穂 君	委 員	久 保 昇 君
委 員	石 原 正 昭 君	委 員	山 川 博 生 君
委 員	五 藤 英 恵 君	委 員	岸 野 康 夫 君
委 員	島 津 智 子 君	委 員	熱 田 喜 信 君
委 員	鈴 木 克 仁 君		

欠席委員（1名）

委 員	山 本 莊 太 郎 君
-----	-------------

説明者

保 健 福 祉 部 長	佐 藤 一 夫、	保 険 年 金 課 長	岡 本 由 紀 子、
保 険 年 金 課 保 険 係 長	菅 野 達 也、	保 険 年 金 課 主 事	原 島 彰 憲

◎開 会

○会長 皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。

これから運営協議会を開始したいと思いますが、その前に、事務局から配付資料のご確認だけよろしいですか。

○事務局 それでは、私から確認させていただきます。

A3の用紙になりますけれども、国民健康保険昭島市独自軽減（子どもの均等割軽減）についてというのが1枚となっております。

○会長 それでは、ただいまより令和元年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

◎議 題

子どもの均等割軽減の継続について

○会長 それでは、議題に入らせていただきます。

議題は、諮問であります、子どもの均等割軽減の継続についてでございますので、これを議題といたしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明をさせていただきます。

今回お配りしたA3の資料は、昭島市が独自で行っております国民健康保険に加入されている18歳未満の子どもさんについて、均等割を大人の方よりも安くしているという制度についてのご説明でございます。資料は、向かって左側から、こちらの軽減策の内容の説明、左側下は、平成24年度から制度を始めましたので、これまでの実績、そして右側のほうは、この制度を始めましたときの経緯と、それから現在までの流れ、そして東京都内の他市でもこの制度、昭島と内容はそれぞれ違うのですが、行っているところがありますので、そちらのご紹介と、あとは右側の一番下のところは、この制度のご説明をするに当たりまして、参考として、今現在の昭島市の保険税率と、それから国民健康保険の均等割の、これは全国的な制度なんですけど、所得によって軽減、安くなる制度がございますので、そちらの簡単なお説明となっております。

では、資料に沿いまして、現在、昭島市で行っております子どもの均等割軽減制度についてご説明をしたいと思います。

国民健康保険では、収入のないお子さんであっても、必ず均等割という部分が課税されます。そのため、お子さんの多いご世帯は、保険税の負担が重くなるということがございます。こうした状況に対応するために、昭島市では平成24年度から、昭島市独自の制度として軽減策を実施しております。こちらの制度につきましては、市のほうであらかじめ該当者の方を抽出して、そのルールに沿って保険税を計算してお知らせするという方法をとっておりますので、該当されるご世帯の親御さんから、特に申請手続等はいただく必要がない形で運営しております。

具体的な軽減の内容ですが、18歳未満のお子さんが2人以上いるご世帯について、2人目のお子さんについては均等割の額を5割軽減、半分にします。また、第三子以降のお子さんについては均等割の金額を9割軽減、もともとの金額の10分の1の額にするという制度になっております。実際の親子関係でなくても、例えば親戚のお子さんが一緒にお住まいだとか、そういった方にも該当するようになっております。

具体的な計算の方法について、資料の真ん中あたりに簡単な図をつけてお示ししているのですが、例1のほうが、18歳未満のお子さんが3人いるご家庭の場合ですと、1人目の方はこの制度の対象外ですので、均等割の金額は大人の方と同じになります。ただ、こちらは保険税のほうが、右側の参考事項のところを御覧いただきたいのですが、現在の国民健康保険税の税金の内容は、医療の分と、それから後期高齢者の制度を支援する部分、それから介護保険のほうに納める部分という三本立てになっているのですが、介護保険の部分は40歳以上から64歳の方、大人の方だけの部分が必要な金額ですので、子どもさんの場合ですと、年間一番高い金額で3万9,000円というふうになっております。こちらは1番目の方は3万9,000円の計算になるのですが、2番目の方は5割軽減ということで、半額の1万9,500円で、3番目のお子さんは9割軽減ですので、10分の1の3,900円という計算になってまいります。

また、例2ですが、こちらは、19歳の方が囲みの中から外れているのですが、この方は18歳を超えられたということで初めから対象外、また、初めからお子さんが2人しかいないご世帯も、これと同じ形になってくるのですが、1人目の方は3万9,000円、2人目の方は1万9,500円、半額の計算となってまいります。

こちらの図の下のところ、二重丸をつけて記載をさせていただいているのですが、均等割の法定軽減、これはもともと国民健康保険の制度全体にあるルールでして、大人、子ども関係なく、世帯の所得の金額によって均等割額を軽減する、安くしますよという制度がござ

いますので、この制度にもともと該当されているお宅の場合には、この制度と、それから昭島市の子どもの独自軽減の金額を比べまして、差額となる部分についてのみ、昭島市の独自軽減の部分を適用させていただくというルールになっております。こちらの軽減のルールといたしますが、先ほどの参考事項の右側のほうにございます、それぞれのご世帯の所得の金額によって7割軽減、これは均等割のもともとの額の30%の金額をお納めいただくようになっていまして、それぞれあとは5割軽減と、あと2割軽減というふうに段階が決まっております。

次に、この制度を始めてからの実績ですが、こちら、左側の一番下の表を御覧いただきますと、平成25年度と26年度の間で随分該当世帯数ですとか、あとは軽減の実績の金額が変わっているというところにお気づきになられると思うのですが、これは平成26年度からは現在の制度なんですけれども、初めにスタートをしました24年度のときには、3人目のお子さんからが5割軽減をさせていただくという内容で始まりましたので、それで24年度、25年度は該当世帯が大体100世帯以上、200未満というところですが、平成26年度からは該当される世帯が増えているということになっております。

続きまして、これまでの経緯ですが、平成24年度から制度を昭島市で始めるに当たりまして、平成23年度中に検討をしておりました。このときに、実は国のほうでも、やはり高校生までの子どもさんの均等割を軽減したほうがいいのではないかとということが、かなり具体的に検討されておりました。国の制度が始まる、それまでの間の制度として昭島市が始めれば大丈夫なのではないかというところもございまして、この制度を始めるに当たり、ルールとして、2年間の限定した内容という形でスタートをしております。

ただ、これまでの経緯の中でも触れているのですけれども、その後、国のほうで具体的に新しい制度としてスタートがいまだに始まっておりませんので、平成24年度のときには25年度までの2年間限定のルールとして条例を改正したのですけれども、その後、26年度、28年度、それから30年度と、その後もずっと現状を続けているような状況です。

その下の部分になるのですけれども、東京都内におきましては、昭島市が一番初めに平成24年度にスタートをしたのですが、その後、東大和市、それから清瀬市、あきる野市、武蔵村山市と、少しずつ内容が違ってくるのですけれども、やはり子どもさんの均等割に関する独自の制度を持っている市が4つございます。東京都から、これを全国に範囲を広げてみますと、昭島市よりも前からいろいろなルールで子どもさんの均等割の軽減をされているところがあるのですが、やはり期間が限定のルールですとか、あるいは平成30年度から国民健康保険が

都道府県の単位で事務を行っていくという制度に変わったところから、都道府県内でできるだけ同じルールでやっていこうという流れの中で、以前はそれぞれの市や町、自治体ごとに独自のルールで行っていたものを、現在はもうやめてしまっているというところがございます。

昭島市としましては、2年間に一度はこちらの制度について検討を行って条例を変えていかないと、この制度は続いていかないという部分がございまして、まだ国のほうでは、こういった子どもさんの均等割に対する何か制度を具体的につくるという部分が出てきませんので、事務局といたしましては、こちらの制度を今後も、今回また延長していきたいというふうに考えておりますが、この件につきまして、運営協議会の皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、事務局の説明が終わりましたので、これに対しまして質疑を行いたいと思います。

○A委員 保険者が都にかわったということなのですが、そうすると、今まで各市町村でやっていたものが変わってきたわけですね。実際にやめたところってあるのですか。

○事務局 昭島市が制度をスタートするときに、随分参考にした大阪府にあります箕面市はもうやられていないです。

東京都の場合には、都道府県化したといいますが、まだ保険税、あるいは保険料の料率を統一化するというのは、当分難しいだろうというふうには言われているのですが、大阪府の場合には、ある程度具体的に大阪府内の全部の市町村の保険料を統一化していこうというふうな検討に入っている部分がありまして、そうしたところから、各自治体ごとで運営していた独自のルールというのは、どうも今は整理してしまっているようなところがあるらしいんですね。ですので、東京の場合には、正直言いますと、この30年度になった以降にあきる野市さん、武蔵村山市さんは令和元年といいますが、平成31年度からのスタートですので、最近になって始まったところも実はあるのですが、地方によっては保険料、保険税の料率は、後期高齢者医療制度のように都道府県内統一に持っていこうという具体的な動きに入っているところもありますので、そういったところは、やはり独自ルールというのは一旦整理しようという動きはあるようです。

○会長 この制度を昭島が始めたのが平成24年ですね。これというのはやはり子育て支援、そういったことを視野に入れて始めた制度ということでよろしいですか。

○事務局 はい、子どもさんのいらっしゃるご家庭の支援をしようというところで。

こちらの軽減をしますと、税金の収入が減っていきますので、その部分については、今、全部市のほうの一般会計から補填をするという形で運営をしております。その支援をできる部分と、それから実際のご家庭を支援したいという部分のバランスと申しますか、なかなか一人っ子さん全員までとなりますと、この金額が大変大きなものにもなりますので、そういった部分もあって今は2番目のお子さん以降というふうに。また、2番目の方と3番目以降の方のところの割合が変わっているというような形で運営をしているのですけれども。

○B委員 昭島市が保険者であった時点での独自の制度ということでは、いいのかなと思うんですけれども、今お話しになったように平成30年から東京都に、一元化しているわけですよ。このままずっと続けるというのは、続けていただいていると思っておりますが、やはり東京都全体で平準化していくような形で働きかけをしていただかないと、何か保険者がもう東京都になっているわけですから、その中で自由にやっていくというものを担保していかなくちゃいけないのではないかなという気がするんですよ。だから、市長会なり、そういうところでもうちょっと働きかけて、これをふやしていくとか、そういうものをしていかないと、昭島市だけが浮き上がっていくような状況は心配ですが、どうなのでしょう。

○事務局 子どもの均等割については、先ほど説明がありましたとおり、お子さんが増えると負担が重くなるという制度になっております。そうしたことを解消するために、国に対しましては、市長会を通じて全国の自治体のほうから、こういった制度を解消してほしい旨は継続してお願いをしているところであります。また、国においては若干検討されているようですが、今後の見込みがまだ明らかになってはいないところではございます。

本市の考えていたしましては、子育て支援という形もありますし、そういった制度の課題を解決するためにも、一定のご支援をしていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

○A委員 これは市の財源に負担はかかっているのですか。

○事務局 実績としましては、資料に記載のある額を一般会計から繰り入れています。

○A委員 減っていますよね。

○事務局 対象者の方が減っているので、金額としては、少なくなっています。

○A委員 そうすると、世の中を考えると、今、消費税もアップしますし、それが社会保障の均衡にという話になると、少なくともなくすというのは、もう絶対ないだろうなど。むしろ少なくする方向にいったほうがいいのではないかと思います。

○C委員 左側の一番下の世帯数というのが、27年度から30年度まで年々確実に減っている。

子どもさん自体が増えているということがないんですよね、きっと。2人目、3人目のお子さんがある世帯が少なくなっているということですよ、これは。

○事務局 はい。全体としては、多分それはあると思います。

ただ、まだ確定の数字ではないですが、今年度、7月に税のお知らせを皆さんにお送りしたときには余り減っていなかったというのが実はあるんですね、これから1年間の中で動きがあると思うのですが。

○C委員 市の会計のほうからの繰入金ということなので、大変市のやりくりが、それこそ、だんだん大変になるのかなという時期も、これから先、来るとは思うんですけども、それまではやっぱりこの制度は、そんなに世帯が爆発的に増えるということがなければ、この制度はやっぱりお母さんたちにとっては、若いご夫婦とか、大変な家には助かることでしょうか、できれば継続していただければと思います。

○D委員 この医療給付費分と後期高齢者支援金分というのの算定というのはどんな形で出ているのかなというのが、まず1つ目の質問です。それを、またもとにして、そこから第二子が半分、第三子以降は9割ということになっているので、この金額がまず妥当なのかどうかというところが私には見えていないので、そこをひとつ教えていただければありがたいということと、あと、やはり皆さんと同じように、今本当に子育て世代の方は大変な環境下にあるということは、私もちょっとほかの会議にも参加させていただいていてお話をよく聞くものですから、この会が前向きに、この軽減でいいんじゃないかという方向にいただいているというのは、ありがたいお話だなというのをつくづく皆さんのお話を聞いていて思いました。よろしくをお願いします。

○事務局 最初の医療給付費分と、それから後期高齢者支援金分のももとの2万7,500円と、1万1,500円という均等割の金額の算定はどうなっているのかというお話ですが、こちらの金額は、平成28年度の保険税から採用している均等割の額になります。所得割のほうも、そのときに決めてから今日まで、変更はしておりません。なかなか保険税を100%皆さんに納めていただくということは難しいので、今、昭島市の国保でも収納率は100%ではないんですけども、もし仮に皆さんに100%、保険税を納めていただいたとしても、実は、この金額では必要な経費にはちょっと足りていないような金額ですね。

今、国民健康保険税というのは、税金という名前にはなっているんですが、国民健康保険を運営するための費用のみとして使うお金を集めるということになっておりまして、皆さんから納めていただく税の他に、もちろん国や都から、あるいは昭島市として拠出しなければ

いけないルールになっている部分もあるんですけども、税金で集めなければいけないという額全てを皆さんにお示しして、この金額でといいますと、すごい金額になるんですね。それがありまして、今は、市のほうで、全体のルールで決まっています金額のほかに補填をして、国民健康保険は運営しているというような状況です。

28年度のときに、その前、26年度に決めた均等割、所得割率で運営していたんですけども、市からの補填額が、もうこのままいくともっともっと増えてしまって、市としてもお金を出し切れないという状況になってしまうところの見通しもありまして、28年度のときに、とりあえず補填も続けるけれども、ここまでは上げさせていただこうということで決めた金額になっております。また、子どもさんの軽減をするに当たって、今、5割と9割というところをやっているんですけども、これも今皆さんからたくさんご意見をいただいた中で、より安くできればもちろんそのほうがいいんですけども、なかなか市としてもできるところがどのくらいまでなのかなというところを話し合いました、そのときにもやはり運営協議会でもご意見いただいたんですけども、その結果として、今の5割と9割というところにさせていただいたという経緯がございます。

○E委員 私自身も振り返ってみても、子どもが小さくて、マイホームのローンを抱えていたあの時代が一番苦しかった、経済的に苦しかった。それを支援して、子育て支援につなげようという、そういう意図からいけば、決して軽減額として、すごい多額ではないけれども、やっぱりこれは必要なものだろうなと思います。ですので、やはり独自軽減を続けていくことはよろしいんじゃないかなと思います。

あと、18歳未満、これの取り扱いですが、誕生日到達月からこれが適用されるのか、それとも年度初めの時点で健康保険税を算定して、皆さんに通知する時点で、その辺も加味して計算されるのか、教えていただきたいなと思います。

○事務局 条例の中では、国民健康保険税の課税額を算定する場合における、納税義務者が当該年度の初日の前日において18歳未満の被保険者を2人以上有する場合の世帯となっています。

○E委員 そうしますと、年度の途中で18歳になった高校生も、この制度の対象であると、そういうことですね。

○事務局 はい、そうなんです。特に学生さんである必要はありませんので、ただ、委員がまさにおっしゃるとおり、学校に行っていらっしゃる方を例に挙げますと一番わかりやすい、年度内、高校3年生が卒業するまでの間は同じルールでいくという形になっております。

- F委員 この独自軽減策は、世帯主の方の所得は関係ないのですか。
- 事務局 昭島の場合には、特には関係なくやっております。
- F委員 逆の意味で、独自軽減を続けることは大賛成なんです。ほかの方の納得感とか財源のことを考えると、高所得者の方に対する軽減までを本当にするんですかという質問があるのかもしれないですね。
- B委員 さっきの質問とちょっと関係するんですけども、国の制度そのものを動かすという、働きかけはわかりますけれども、東京都が今保険者なので、市が独自の保険者のときにやった制度と今は立場が違うわけですよ。東京都の方針みたいなのは見えていないみたいですけども、さっきの大阪府の箕面市がやめたというのは、大阪府が保険者になって、そういう一定の方針を出したからやめたのだと思うんですよ。だったら、これはいい制度だということで、東京都全体でもっと周知してやってもらうような方向をもっと強く出さないと、これはあるかどうかわからないけれども、昭島市さんはそれだけ裕福なのだから、もっと保険料、いわゆる負担金を増額しなさいよと言われたときに、どうなんですかね。だって、そういう独自の制度がやれるくらい、一般会計から出しているとしても、それだけやれるんだったら、東京都のほうで負担する、いわゆる保険料にかかる部分をもうちょっと増やしなさいよと言われたときに、何か対応できますか。たればの話なんだけれども、そういう心配をするんですよ。
- 事務局 東京都の国保の運営というのは、細かい運営については各自治体に任せるとというのが東京都の方針で、つまり東京都が定める額を東京都に納めてくれればいいと、そういう考え方です。前は東京都としても、この独自軽減については、制度上疑問があるよというようなご意見をいただいたことはあるんですけども、現時点においては、やっぱりそれは子育て世代で、昭島市がやるならどうぞ独自にやってください。ただ、東京都に納める額はきちっと納めてくださいねという考え方です。
- そのため、そういった話に来ることはないのかなというふうには思っています。
- また各自治体も、この保険制度のデメリットの部分ですよ、子どもが増えちゃうと保険料が増えちゃうというのは、ほかの社会保険、例えば被用者保険ではそういう制度はないわけですから、そうすると、その部分については解決を図ろうと、今いろんなことで考えているところだと思います。ですから、広域化になってから、また行っている自治体も増えたという状況でございます。
- そこら辺も踏まえながら、市としては独自の考え方で、現状においては東京都のほうから

そういうご指摘もございませんし、東京都の運営方針上は、市が独自に決めたやり方で東京都に払う資金を賄ってください、そうすれば医療費は全て東京都がお支払いしますよというような話になっておりますので、そこら辺はご心配ないのかなというふうに考えているところです。

- 会長 それでは、皆さんの意見を聞いている中では、この軽減策については継続をしてやっていくという方向でいいのではないかというふうに皆さんの意見は聞こえたんですけども、そういう方向でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 会長 それでは、協議会としては、一応、今回のこの昭島市の独自軽減策については継続をしていくのが妥当ではないかというような答申というふうに考えていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎その他

- 会長 それでは、今日の日程でいきますと、あとその他というのがあります。
事務局から何かありますか。

- 事務局 私から、今後の日程について説明させていただきます。

今日、お配りしましたが、第4回の協議会の開催についてということで、10月7日月曜日になりますけれども、同じこの庁議室で1時半からということでご案内させていただきます。

その後、第5回になりますが、こちらは10月25日で同じ場所ということで考えています。

議題についてですが、昭島市の国民健康保険税率の改定についてということで諮問が出ておりますので、そちらが議題になるかと思えます。よろしくをお願いします。

- 会長 それでは、次回、10月7日ということですので、また皆さん、出席のほう、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。